

秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	
道路の供用開始(八八二・道路課)	1
建築基準法による道路位置の指定(八八三・平鹿地域振興局建設部)	1
公告	
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(北秋田地域振興局農林部)	1
県営土地改良事業の換地計画の決定(山本地域振興局農林部)	2
県営土地改良事業の換地処分(秋田地域振興局農林部)	2
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)三件	2
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)	4
教育委員会告示	
教育委員会会議の開催(一五・教育庁総務課)	5
選挙管理委員会告示	
公職選挙執行規程の一部を改正する規程(一七〇)	5

公 告

申請者の住所及び氏名 横手市中央町八番二号 横手市長 五十嵐 忠悦	道路の位置の指定箇所 横手市大沢字前田一一五番一、一一五番三、一一五番九	道路の延長 九十五・三〇メートル	道路の幅員 六・〇〇メートル	指定年月日 平成十七年九月二十七日
--	---	---------------------	-------------------	----------------------

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、大館市十二所土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条

告 示

秋田県告示第八百八十二号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十七年十月七日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	湯沢栗駒公園線	湯沢市皆瀬字石森七番一地先から字小安横通八番地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十七年十月七日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(一) 場所 建設交通部道路課
(二) 期間 平成十七年十月七日から同月二十日まで

秋田県告示第八百八十三号
建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。
平成十七年十月七日

秋田県知事 寺田典城

第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十七年十月七日

秋田県知事 寺田典城

一 退任監事の住所及び氏名

大館市軽井沢字浦山十三番地

高松 良之助

二 就任監事の住所及び氏名

大館市十二所字水上百二十五番地

黒田 進

〃 道目木字屋布添六十四番地

奈良義明

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、
県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十
七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十七年十月七日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(松山第一地区県営担い手育成基
盤整備事業)換地計画書の写し

二 縦覧期間 平成十七年十月十一日から同年十一月八日まで

三 縦覧場所 能代市役所

平成十七年九月三十日県営土地改良事業(芝野地区ほ場整備事業)の換地処分をし
たので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項におい
て準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。
平成十七年十月七日

秋田県知事 寺田典城

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭
和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十七年十月七日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

高周波三次元電磁界シミュレータ 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十七年十二月十五日(木)
納入場所

(四) 秋田県産業技術総合研究センター

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(三) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に
規定する県の休日を除き、平成十七年十月七日(金)から同月十七日(月)まで
の期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年十月二十四日(月)午前十時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百
六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当
する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額
を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消
費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希
望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と
する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ
により決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
 (五) その他
 詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年十月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

3Dプロッター 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十七年十二月十五日(木)

(四) 納入場所

秋田県産業技術総合研究センター

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を決める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年十月七日(金)から同月十七日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年十月二十四日(月) 午前十時四十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百

六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年十月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

光テストシステム装置 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十八年二月二十八日(火)

(四) 納入場所

秋田県産業技術総合研究センター

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年十月七日(金)から同年十月十七日(月)までの期間、随時交付する。

- 四 入札執行の日時及び場所

平成十七年十月二十四日(月)午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

- 五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

- 六 その他

- (一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

- (三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

- (四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

- (五) その他

詳細は、入札説明書による。

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年十月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項

- (一) 購入物品の名称及び数量

分子線エピタキシー装置 一式

- (二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

- (三) 納入期限

平成十八年三月二十四日(金)

- (四) 納入場所

秋田県産業技術総合研究センター

- 二 入札に参加する者に必要な資格等

- (一) 入札に参加する者に必要な資格

1) 地方自治法施行令第六百六十七条の四の規定に該当しないこと。

2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

- (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

- (一) 2)の資格に係る申請

1) 2)の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(一)に掲げる場所へ平成十七年十一月七日(月)までに提出すること。

- 三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

- (二) 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年十月七日(金)から同年十一月十五日(火)までの期間、随時交付する。

- 四 入札執行の日時及び場所

平成十七年十一月二十一日(月)午前十一時

- 秋田県庁地下一階管財課入札室

- 五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (三) 入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

- (四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。

- (六)(五) 契約書作成の要否 要

提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

- (七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Molecular-Beam Epitaxy System
- 2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 21 November, 2005
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第十五号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十七年十月七日

秋田県教育委員会委員長 渡部 聡

一日時 平成十七年十月十一日 午前十時四十分

二 場所 教育委員会委員室

三 案件

- (一) 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告
- (二) 秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案
- (三) 秋田県立図書館協議会委員の任命
- (四) その他

選挙管理委員会告示

秋選管告示第七十号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十七年十月七日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)の一部を、次のように改正する。

別表第一中

社会福祉法人横手久寿
会老人保健施設りんご
の里福寿園
平鹿郡増田町吉野字梨木塚百番地一

社会福祉法人横手久寿
会老人保健施設りんご
の里福寿園
横手市増田町吉野字梨木塚百番地一

介護老人保健施設西風
苑
平鹿郡平鹿町浅舞字新堀九十一番地

介護老人保健施設西風
苑
横手市平鹿町浅舞字新堀九十一番地

に

を

に

を

特別養護老人ホームシ								
	医療法人薫風会老人保健施設栗山荘	医療法人薫風会老人保健施設栗山荘	医療法人薫風会象潟病院	医療法人薫風会象潟病院	介護老人保健施設老健おおもり	大森町介護老人保健施設老健おおもり	市立大森病院	町立大森病院
	にかほ市象潟町小滝字麻針堰十八番地	由利郡象潟町小滝字麻針堰十八番地	にかほ市象潟町小滝字麻針堰十六番地	由利郡象潟町小滝字麻針堰十六番地	横手市大森町字菅生田二百四十五番地二百七	平鹿郡大森町字菅生田二百四十五番地の二百七	横手市大森町字菅生田二百四十五番地二百五	平鹿郡大森町字菅生田二百四十五番地の二百五
	に	を	に	を	に	を	に	を

改める。
別表第二中

横手平鹿広域市町村圏組合立特別養護老人ホ	ケアハウスいずみの里	ケアハウスいずみの里	特別養護老人ホーム平寿苑	特別養護老人ホーム平寿苑	横手平鹿広域市町村圏組合立養護老人ホームひらか荘	横手平鹿広域市町村圏組合立養護老人ホームひらか荘	特別養護老人ホームシ	ルバードームいきいきの郷
平鹿郡雄物川町今宿字末館五十番地	横手市平鹿町浅舞字館廻三百五十三番地	平鹿郡平鹿町浅舞字館廻三百五十三番地	横手市平鹿町浅舞字館廻三百五十三番地	平鹿郡平鹿町浅舞字館廻三百五十三番地	横手市平鹿町醍醐字下村百二十三番地一	平鹿郡平鹿町醍醐字下村百二十三番地の一	横手市増田町増田七日町一番地一	平鹿郡増田町増田七日町一番地の一
を	に	を	に	を	に	を	に	を

横手平鹿広域市町村圏 組合立特別養護老人ホ ―△憩寿園							
横手市平鹿広域市町村圏 組合立特別養護老人ホ							
横手市十文字町梨木字御休ノ上八百八番地	横手市十文字町梨木字御休ノ上八百八番地	横手市大森町字菅生田二百四十五番地三十四	横手市大森町字菅生田二百四十五番地の三十四	横手市大森町字菅生田二百四十五番地二十七	横手市大森町字菅生田二百四十五番地の二十七	横手市雄物川町今宿字末館五十番地	

に を に を に を に

特別養護老人ホ―△浩 寿苑	特別養護老人ホ―△浩 寿苑	特別養護老人ホ―△た のしいわが家	特別養護老人ホ―△た のしいわが家	特別養護老人ホ―△す こやか大雄	特別養護老人ホ―△す こやか大雄	横手平鹿広域市町村圏 組合立特別養護老人ホ ―△鶴寿苑	横手平鹿広域市町村圏 組合立特別養護老人ホ ―△鶴寿苑
特別養護老人ホ―△浩 寿苑	特別養護老人ホ―△浩 寿苑	特別養護老人ホ―△た のしいわが家	特別養護老人ホ―△た のしいわが家	特別養護老人ホ―△す こやか大雄	特別養護老人ホ―△す こやか大雄	横手平鹿広域市町村圏 組合立特別養護老人ホ ―△鶴寿苑	横手平鹿広域市町村圏 組合立特別養護老人ホ ―△鶴寿苑
にかほ市前川字中の森二十四番地五	由利郡金浦町前川字中の森二十四番地の五	にかほ市平沢字宝田三十二番地	由利郡仁賀保町平沢字宝田三十二番地	横手市大雄字八柏字谷地百三番地一	平鹿郡大雄村八柏字谷地百三番地一	横手市山内土淵字鶴ヶ池三十一番地三	平鹿郡山内村土淵字鶴ヶ池三十一番地の三

に を に を に を に を

改める。 附則 この規程は、公布の日から施行する。	身体障害者療護施設金 浦療護園	にかほ市前川字中ノ森二十番地二	に
	身体障害者療護施設金 浦療護園	由利郡金浦町前川字中ノ森二十番地の二	を
改める。 別表第三中	ケアハウス西施苑	にかほ市象潟町大砂川字下橋二十番地三	に
	ケアハウス西施苑	由利郡象潟町大砂川字下橋二十番地の三	を
	特別養護老人ホーム蕉 風苑	にかほ市象潟町大砂川字下橋二十番地三	に
	特別養護老人ホーム蕉 風苑	由利郡象潟町大砂川字下橋二十番地の三	を

発行所 秋田県
 秋田市山王四丁目一番一号
 購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 印刷所

秋田県山王七丁目五番二十九号
 株式会社松原印刷社
 電話(062)8766 FAX(063)00005
 E-mail:matsubara@matubara-riensatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄

